

定期報告の提出時期について

「建築物」・「建築設備」定期報告の提出時期に関しては、次の表のとおりとなります。

定期報告対象建築物の用途		提出時期	
		特定建築物	特定建築設備等
A	劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、演芸場、集会場	令和 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで
B	百貨店・マーケット・物品販売店を営む店舗	令和 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで
F	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	令和 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで
G	病院（患者の収容施設があるものに限る。）	令和 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで
H	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	令和 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで
I	就寝用途の児童福祉施設等、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム ※別途	令和 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで
J	旅館、ホテル	令和 10 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで
K	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 （いずれも学校に付属するものを除く。）	令和 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで、以降 3 年ごと	毎年 4 月 1 日から 12 月 25 日まで

＜報告免除の期間について＞

竣工後、検査済証の交付を受けた年度の翌年度から起算して最初の報告は免除されます。

佐世保市 HP：<http://www.city.sasebo.lg.jp/tosiseibi/kentiku/kijunho-tekihokoku.html>

お問い合わせ

佐世保市役所 都市整備部 建築指導課

T E L：0956-24-1111（内線 2847、2846）

F A X：0956-25-9678